

96. 宇土市民スポーツ大会出場補助金及びジュニアスポーツ

大会出場加算補助金

担当課：生涯活動推進課 スポーツ振興係



■目的及び概要

スポーツの振興及び宇土市民の健康増進を図り、明るく生き生きとした市民生活が享受できる地域社会の実現を目的として、熊本県民体育祭、九州大会又はそれを超える大会に、本市又は本市を含む広域的な地域の代表として出場する選手等に対し、予算の範囲内において補助金を支給するもの。

また、宇土市の小学生及び中学生（以下「ジュニア」という。）のスポーツ活動を応援し、かつジュニアスポーツの普及と振興を図ることを目的に、大会出場者がジュニアの場合、予算の範囲内で補助金を加算する。

■対象者

次に掲げるいずれかに該当する者。なお、対象者の内、大会に出場するジュニア及びジュニアスポーツ団体の監督又はコーチについては、補助金加算の対象となる。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事業所等を有し、市内で活動する団体

※ 他団体からこの補助金に類似する大会出場補助金等を受けて出場する者は、対象としない。

■対象大会

次の各号に掲げるものとする。ただし、当該大会の補助対象者が出場する競技の会場が市内で行われる場合を除く。

- (1) 熊本県民体育祭又は熊本県陸上連盟主催駅伝大会
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体（下部組織を含む。）及び地方公共団体が主催し、共催し、又は後援するスポーツ大会であって、地方ブロック大会の予選会又は選考会の手続きを経て開催される九州大会、西日本大会、全国大会又は国際大会
- (3) その他市長が前号と同等と認める大会

■補助金額等

補助対象大会	補助対象経費	人数及び支給回数の上限	開催場所	補助金額
日本代表及び日本選抜として出場する国際大会	交通費 宿泊費	同一団体への支給は、10人（監督及びコーチを含む。）を上限とし、団体、個人とも支給回数は、同一年度内において1回を上限とする。	国外	1人当たり30,000円
全国大会	《対象となる交通費》 ①公共交通機関を利用の場合の経費 ②車両の借り上げ料（レンタカー・個人車両） 燃料費含む ③高速道路使用料	同一団体への支給は、10人（監督及びコーチを含む。）を上限とし、団体、個人とも支給回数は、同一年度内において2回を上限とする。	全国 (沖縄県を含む)	1人当たり10,000円
九州大会 西日本大会		同一団体への支給は、10人（監督及びコーチを含む。）を上限とし、団体、個人とも支給回数は、同一年度内において2回を上限とする。	九州地区 (沖縄県を除く)	1人当たり5,000円
県民体育祭 県陸上連盟主催駅伝大会		宇土市体育協会補助金交付要綱の規定による	西日本	1人当たり5,000円

ジュニアを対象とした補助金加算額は以下のとおり

補助対象大会	開催場所	加算額
日本代表及び日本選抜として出場する国際大会	国内	① 出場補助の加算額 1人当たり10,000円 ② 宿泊加算額（大会前日から大会4日目までの宿泊分）1人当たり3,000円／泊
全国大会	下記以外	① 出場補助の加算額 1人当たり10,000円 ② 宿泊加算額（大会前日から大会4日目までの宿泊分）1人当たり3,000円／泊
	九州地区 (沖縄県を除く)	宿泊加算額（大会初日から大会4日目までの宿泊分）1人当たり3,000円／泊 ※ただし、交通事情や特別な事情により大会前日に宿泊が必要な場合は、大会前日の宿泊についても加算対象とする。
九州大会 西日本大会	下記以外	宿泊加算額（大会前日から大会4日目までの宿泊分）1人当たり3,000円／泊
	九州地区 (沖縄県を除く)	宿泊加算額（大会初日から大会4日目までの宿泊分）1人当たり3,000円／泊 ※ただし、交通事情や特別な事情により大会前日に宿泊が必要な場合は、大会前日の宿泊についても加算対象とする。

※宿泊加算額は、補助対象大会に出場（開会式等を含む。）した大会初日の宿泊を起点に算出し、当該大会に出場した最終日の宿泊は対象外とする。

※ ジュニアスポーツの場合、同一団体への支給は、大会要項に規定された登録人員のうち、選手20人を上限とし、監督、コーチ及びマネージャーのうち3人まで加えることができる。

■申請時期

随時受付（大会出場2週間前まで）

■根拠法令等

宇土市民スポーツ大会出場補助金交付要綱、

宇土市民スポーツ大会出場補助金の加算額（ジュニアスポーツ大会出場分）を定める要綱